

1960年代の高等学校における技能連携および技術高校の制度と その教育課程

市山 雅美*

The curriculum on the cooperation system between high school and
vocational training in the 1960' Japan

Masami ICHIYAMA

Abstract:

In the 1960' Japan, junior high school graduate labors studied in part time highschool as having technical training in the company. But high school education and technical training overlapped each other. So the government started *ginō renkei* (cooperation on technical education) system. In *ginō renkei* system, high schools gave the credit to technical training in companies. By applying *ginō renkei* system in some high school, the student could get all the credits on industry. In the subjects on mechanical technology, mechanical material and engine, etc., *ginō renkei* system was often used. But in the subjects on mechanical design and mechanical measurement, etc., *ginō renkei* system was rarely used.

KEY WORDS: industry education, high school, technical training

要旨:

中卒労働者の多かった1960年代は、企業内で職業訓練を受けつつ、定時制高校に通う青少年も多かった。そこで、職業訓練と高校教育の重複を解消するために、技能連携制度が生まれた。技能連携制度は、企業内の職業訓練所の訓練が、高等学校の単位として認められる制度である。技能連携のみで工業の単位を全て修得できる高校も存在した。機械工作、機械材料、原動機等の科目は技能連携制度が用いられることが多く、機械設計、工業計測等は技能連携制度が用いられることは少ない。科目の特性によって技能連携利用の状況に違いが見られた。

キーワード: 技能連携、技術高校、職業訓練、工業教育、教育課程

1. はじめに

近年、日本版デュアルシステム等が提唱され、学校教育と産業の現場の実習との連携が模索されている。日本版デュアルシステムは、「若者自立・挑戦プラン」に基づいて専門学校・専修学校・職業能力開発校の職業教育と事業所での就労を組み合わせた人材育成システムである。この日本版デュアルシステムに注目する理由として、「学校での実習を企業が代替し学校が座学と普通教育に集中する仕組みを日本の実情に沿った形でどのように導入するのが良いの

かを図る試金石となりうる」ということが挙げられている¹⁾。

ただ、学校での教育と企業での実習・訓練の組み合わせは、1960年代の日本でも様々な形で模索され、「産学連携」、「連携教育」等の語が用いられた。中卒就職者の高校進学希望と企業内教育の思惑の交錯²⁾、教育行政側の後期中等教育の多様化政策等、そこには時代の制約もあり、現在に受け継がれているとは言えない。しかし目的や目標を異にする職業訓練と学校教育との関係について考えることは、両者の連携について今後の示唆ともなる。

デュアルシステムでは、高校の生徒が一定期間企業で実習を行う。例えば東京都立六郷工科高等学校のデュアルシステム科では、2年次3年次、それぞれ4か月間「長期就業訓練」が行われて、合計16単位

*湘南工科大学 工学部 教職センター 准教授

が認定される³。

一方、1960年代の「連携教育」では、中卒就職者が企業で働きながら（あるいは、企業内で職業訓練を受けながら）、高校教育を受ける形をとる。そこでは、生徒は同時に企業の従業員であり、企業の意味が「連携教育」に反映される。また、実習や訓練は一定期間ではなく、長期間⁴継続的に続く形となる。

当時の議論では、学校教育と職場での職業訓練の重複を省くという点に重点が置かれた。それは、生徒・中卒労働者にとっては、「二重負担」の解消による負担⁵の軽減の意味も持たされた（そのため通学日数は週3日などと少なくなっていた）。そこでは、産業の現場と学校教育の連携の積極的意義がそれほど主張されたわけではなかったように感じる。むしろ、重複しないように分担を行ったという意味合いが強い。

高校と企業との連携の方式はさまざまな形が模索されていた。元木健の「産学連けいの諸類型」⁶の表をもとに事例等の部分を追加補充したものを表1に掲げる。

表1 高校と企業の「連携教育」の諸類型

類型	制度・内容	事例
連携方式(1)	複数の事業内職業訓練所との技能連携	大阪府立成城高等学校と事業内職業訓練所等10か所。
連携方式(2)	一か所の事業内職業訓練所と技能連携	東京都立八王子工業高校と日野自動車工業高等学園 埼玉県立川口工業高校と池貝鉄工川口職業訓練所
集団入学	企業体が従業員に高校通信教育を集団受講させる方式。面接授業は高校から企業に教師が出講する。	神奈川県立平沼高等学校とソニー厚木工場厚木学園
三角連携	事業内職業訓練所が、高校の定時制との連携だけでなく、通信教育の集団入学も併せて行う。	神奈川県立商工高校〈定時制〉・平沼高校〈通信制〉と岡村製作所岡村技能訓練所
技術高校	公共職業訓練所と定時制高校が連携し、1年間で職業訓練修了の資格が	神奈川県立の技術高校（7校）と公共職業訓練所（1年次）と各企業（2～4年

	与えられる。2年次以降は、企業に就職し、現場実習の単位を認定。	次)
産業高校	中小企業の従業員に対し、教師が現場を巡回し、現場実習 ⁷ の単位を認定するとともに、仕事と学習の一体化を図る	富山県立高岡産業高校と高岡市周辺の金属工場約50か所
委託方式	中卒採用者を公立工業高校の昼間定時制に通わせ、普通・専門科目及び基礎的な実習を委託する	兵庫県相生産業高校と石川島播磨重工
業界立学校	同業界で、その業界が目的とする内容の高校を設立し、各社中卒採用者を留学させるか、学校で一般公募して、会社が奨学金を与え、卒業後採用する	大阪繊維工業高校 ⁸ と日本紡績協会
社立学校	企業が学校法人を設立し、高校教育を行いながら、会社としての職業訓練を施す	石川島工業高校と石川島播磨重工

このように「連携教育」にははさまざまな形があるが、ここでは「技能連携」を中心に論じる⁹。「技能連携」とは、企業内の職業訓練所（事業内職業訓練所）等の学習を、高校の学習とみなし単位化する制度¹⁰であり¹¹、目的を異にする高校と訓練所が教育内容上で直接接点を持ち、そこでの教育課程上の整合性や調整について論究していきたい。

この技能連携については、制度的な研究や¹²、個々の事例の研究はあるが、様々な事例の比較検討については十分とは言えない。

本論文では高校の教育課程の上で、この技能連携がどのような影響を及ぼしているかについて論じる。そのために、技能連携が行われた高校の様々な教育課程の比較検討を行う。本論文では、工業に関する技能連携等に限定して論じる¹³。それによって、工業教育における技能訓練の位置づけをも考えることが

できる。

また、同じく訓練所と高校の共同の事例として、技能連携以外にも、技術高校（公共職業訓練所の訓練を高校の学習として扱い、単位を付与する）の制度にも触れる。

2. 技能連携制度の確立と拡大

2.1. 技能連携の議論

戦後初期にも、技能連携に相当するような議論があった。1949年の教育刷新審議会建議事項「職業教育振興方策について」では、「定時制高校と技能者養成所との提携を密にし、労働省は定時制高校の課程を技能者要請の一部として認め、文部省は技能者養成に対し単位制クレジットを与える措置を講ずること」と建議された。

その後しばらくは、連携に関する議論は見当たらないが、かなり早い時期から、財界からの要求としては、技能連携につながる要望は出されていた。日本経営者団体連盟（日経連）「新時代の要請に対応する技術教育に関する意見」（1956年）¹⁴では、

養成工の向上心に応えるため、必要により定時制高校・通信制教育とも結びつけ、高等学校修了の資格を附与する道を開いておくことが望ましい。

企業の青少年従業者が昼間職場で労働しながら毎日夜間に普通課程の高校へ通学する定時制高校の現状は、地域的業種的に特殊な場合を除いては、一般的にいて職場の能率の見地からみても、また本人の健康の見地からみても、決して望ましいものではない。したがって昼間の職業をもつ青少年は、労働と教育とが内容的に一致するように、普通課程よりも職業課程に重点をおくこととし、また現在通信教育は普通課程のみ実施されているが、これに職業課程を加えこの職業課程の通信教育を多分に採り入れて、定時制・通信教育いずれでも随意に履修しうることとし、定時制通学の負担を軽減すべきである。

と主張している。また、日経連は翌年の「科学技術教育振興に関する意見」では、明確に、「企業内の技能者養成制度と定時制高校および通信教育との一層の連携を図ること」を求めている。

国レベルの動向では、各種審議会で、連携についての答申が出されている。中教審答申「勤労青少年教育の振興方策について」（1958年）では、「夜間の課程にあって職業に関する課程に学ぶ者にたいしては、……その教育課程に弾力性をもたせるとともに、生徒が現に従事している職業との関連を密接にし、

かつ他の教育機関との併修あるいは学習の継続を容易にすること」という答申が出された。経済審議会答申「所得倍増計画に伴う長期教育計画報告」（1960年）では、「産学協同体制の確立」として、「定時制高校と職業訓練制度との連繫」が主張され、「中等教育の一環として青少年にたいし高校教育と職業訓練の二重の負担を軽減するための能率的な運営を行ない高等学校教育と技能訓練との協同をはかること」が指摘されている。ただし、この時点では、技能連携のように、職業訓練を高校の単位として認めるところまでは提起されていない。

2.2. 技能連携の先駆的事例

この時代から、企業との連携が模索され、実施されたりもしていた。

1952年には、川崎市立鶴見工業高等学校と日本鋼管鶴見製鉄所との連携が始まった。鶴見工業高校に日本鋼管の養成工だけを収容する別科が置かれ、学校では普通教科の全部と専門科目の大部分を行い、日本鋼管の職業訓練所では、専門科目の一部と実習を受け持っていた。1年生週6日、2年生4日、3年生2日（いずれも昼間）と、通学日の軽減も行われた。三年間で訓練所の訓練と別科を修了するが、高校卒業のためにはもう1年週1日夜間通学した¹⁵。

鶴見工業高校の記念誌によると、「突如として〈昭和一引用者〉27年4月より別科制度が設置された。……日本鋼管から機械科学級の委託学生を送り込んできた。日本鋼管は主に東北、関東の中卒を募集し、高等学校を卒業させるというキャッチフレーズで優秀な学生を集めることに成功した。」とあり、学校との議論もあまりないまま、急に連携が進められたようだ。

当時は、技能連携の制度もなく、「制度上、法的に多少の疑問があった（違法であると、先生は語って居られる）」といわれている。しかし、「勤労青年の教育に対する熱意で、文部当局も、よかろうということで、労働省直轄技能訓練生教育と、うまくタイアップさせ、設立に踏切った訳である。」とある。「文部省初等中等教育局事務官等の理解ある後押し」もあったとされている¹⁶。

この別科も、1962年には廃止された。高卒の資格を得ても、職場内の処遇が変わらず、退職したりする点が、企業で問題とされたようだ。

1955年には、神戸市立産業高校と阪神内燃機職業訓練所の連携が、文部省から「実験校」の指定を受け行われ、職業訓練所の訓練が高校の単位となった。1962年度（技能連携の法令が実施される直前）の連携の実態は表9に示すが、表2のとおり、訓練所の

訓練で、高校の単位として認められる部分とそうでない部分がある。

表 2 産業高校における訓練所の訓練の単位上の扱い (数字は単位数)

	高校での学習	訓練所の訓練	
		高校の単位として認められる	認められない
応用力学	0	2	1
原動機	4	1	1
電気一般	2	0	1
工場経営	1	1	1

一方で、訓練所の訓練では社会や体育も行われ、一部は高校の学習で代替しているが、すべてを学校教育にゆだねず、訓練所独自で行っていた部分もあった。また、高校には夜間週 3 日通学であったが、数学、英語、国語の一部は高校教員が事業所に来て授業を行う科目もあった¹⁷。

なお、技能連携制度実施後は、実習、製図、機械工作、原動機、電気一般が連携科目となっている¹⁸。

2.3. 技能連携の法的整備

2.1. で述べたように、連携教育を望む声は産業界を中心に強まり、政策のレベルでも議論されてきた。しかし、技能連携の法制化については、1958 年の第 28 回国会に提出されてより、1961 年の第 39 回国会で「学校教育法の一部を改正する法律」が成立するまで、4 回も審議未了となった。初めての国会提出から成立まで、3 年半ほどもかかった。

以下は、第 39 回国会(1961 年)の衆議院文教委員会の趣旨説明より技能連携に関する部分である¹⁹。

高等学校の定時制の課程または通信制の課程に在学する生徒が、同時にまた事業内訓練施設その他の技能教育施設において相当組織的な教育を受け、その成果を上げている場合がありますが、その施設、設備、教員組織、指導内容等が高等学校と同等以上と認められるときは、これらの技能教育施設における学習を高等学校における教科の一部の履修とみなすことといたしました。このことにより学校と産業界との相互の関係を密にし、技能教育についての能率を高め、もって科学技術教育の振興に資することとしたのであります。

また、「技能教育についての能率」とともに、「職場における教育はそれ自体一つの目的があるわけでございます。ただこの法律にもございますように高等学校及び同等以上の施設、設備、教員組織あるい

は内容を持っておるものについてどの程度まで学校教育の中に取り入れることができるか、これは結局子供の二重負担を解消したいという趣旨でございます……」と述べているように、職業訓練と高校教育の二重負担の解消も念頭にあった。

そして、1961 年の「学校教育法の一部を改正する法律」により、学校教育法に新たに次の条文が追加された。

第 45 条の 2 高等学校の定時制の課程又は通信制の課程に在学する生徒が、技能教育のための施設で文部大臣の指定するもの²⁰において教育を受けているときは、校長は、文部大臣の定めるところにより、当該施設における学習を当該高等学校における教科の一部の履修とみなすことができる。
2 前項の施設の指定に関し必要な事項は、政令(次に挙げる学校教育法施行令第 33 条一引用者)で、これを定める。

それに伴い、学校教育法施行令も改正された。1961 年当時の条文を示す。

第 33 条 (技能連携教育施設の一引用者) 指定の基準は、次のとおりとする。

1. 設置者が、高等学校における教育に理解を有し、かつ、この政令及びこの政令に基づく文部省令(次に触れる「技能教育施設の指定等に関する規則」一引用者)を遵守する等設置者として適当であると認められる者であること。
2. 修業年限が三年以上であり、年間の指導時間数が 800 時間以上であること。
3. 技能教育を担当する者(実習を担当する者を除く。)のうち、半数以上の者が担当する技能教育に係る高等学校教諭の免許状を有する者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者であり、かつ、実習を担当する者のうち、半数以上の者が担任する実習に係る高等学校教諭の免許状を有する者若しくはこれと同等以上の学力を有すると認められる者又は 6 年以上担任する実習に関連のある実地の経験を有し、技術優秀と認められる者であること。
4. 技能教育の内容に文部大臣が定める高等学校の教科に相当するものが含まれていること。
5. 技能教育を担当する者及び技能教育を受ける者の数、施設及び設備並びに運営の方法が、それぞれ文部科学省令で定める基準に適合するものであること。

「技能教育施設の指定等に関する規則」(文部省令)では、第 33 条の 5 の基準について、「科目ごとに同

時に技能教育を受ける者の数が、十人以上であること」というのがあるが、この「十人以上」という規定は、事業内職業訓練²¹（企業の各事業所に置かれた職業訓練所での訓練）の基準と同一で、「連携対象施設を認定事業内職業訓練所程度のものにおいていた」と言われている²²。

しかし、基準は示されていても、どのような種別の施設が技能教育施設に該当するかは、法規上は規定されていない。文部省側の説明としては、「技能教育のための施設には、労働省所管のものとして、事業内職業訓練所、公共職業訓練所、農林省所管のものとして、経営伝習農場、農林建設青年隊等、建設省所管のものとして産業開発青年隊等が包括されるが、各種学校、社会通信教育、場合によっては青年学級もその範囲と考えられ、概念としてはかなり広いものである。」としているが、「しかしながら、文部大臣が、その施設、設備、教員組織、学習内容が高等学校と同等以上のものと指定するに足る技能教育の施設は、当面、職業訓練法に基づく認定事業内職業訓練所が考えられる」としている²³。企業と学校の連携という観点から、技能連携は「産学連携」などといわれるが、法規上は、企業そのものでなく、企業内にある職業訓練所との連携である。

技能連携で高校の単位として認められる科目については、「技能教育施設の指定等に関する規則」で、「学校教育法施行令第三十三条第四号の文部大臣が定める高等学校の教科は、高等学校の職業に関する教科とし、その科目については文部科学大臣が官報で告示する」とある。表3に1962年時点の科目の規定では、工業に関する科目のみが指定されている。その中の一部を挙げる。この時点ではすべての科目が技能連携の対象となっているわけではなかった。

表3 技能連携の指定を受けた科目（一部）（1962年）

科目の区分	指定を受けた科目	指定されなかった科目
機械に関する科目	実習、製図、機械工作、原動機、各種機械	機械設計、機械材料、応用力学
自動車に関する科目	実習、製図、機械工作、自動車構造、自動車整備、原動機	自動車設計、応用力学、自動車材料、自動車試験
工業に関する共通科目	工業関係法規、機械・電気、自動車一般等（〇〇一般という名称の科目）	工場経営、工業概説、工業に関するその他の科目

技能連携で修得できる単位数については、「当該高等学校が定めた全課程の修了を認めるに必要な単位数のおおむね三分の一以内とする。」と規定された。卒業に必要な単位数を87～96単位とすると、おおむね29～32単位までは認められることとなる。上記「機械に関する科目」で指定されている実習、製図、機械工作、原動機、各種機械の標準単位数の下限を合計すると、22単位となり、おおむね認められた科目全てを技能連携で修得できるようになっている。

しかし、この時点では、後に比べると、技能連携はかなり限定的なものだったといえる。

2.4. 技能連携の範囲の拡大

法令の整備は行われたが、さらなる制度の拡大の要望が出された。日経連教育特別委員会「後期中等教育に対する要望」（1965年）²⁴では、「企業内訓練施設での教育の高等学校単位としての認定の拡大」として、「現在みうけられる職業訓練所と定時制高等学校との二重通学による生徒の負担はきわめて軽減され、学習の能率化、学校と職場との一貫性ある教育が推進されるであろう」としている。同要望では、さらに進めて、「一定レベル以上の企業内訓練施設（認定職業訓練所等）は、技能高等学校として認可すべきである」と主張している。

中教審答申「後期中等教育の拡充整備について」（1966年）でも、後期中等教育の多様化が主張され、高校以外の後期中等教育機関を含めた多様化が議論された。その中で技能連携にも言及があり、「後期中等教育機関における学習の成果を一定の条件のもとに高等学校の単位として認定する道を開くことは、とくに複雑な事情のもとに学習しなければならない勤労青少年の向学心を高め、その学習の成果を学校教育制度の上で評価できる効果がある。」と評価している。

その上で、「そのため、現在の高等学校等技能教育施設との連携制度の趣旨を拡大して各種学校や三でのべた勤労青少年のための教育機関²⁵までその対象を広げるとともに、認定できる科目の範囲を拡大する。」と述べている。

翌1967年の「高等学校と他の教育訓練期間との連携制度に関する調査研究」では、技能連携施設について、「修業年限が三年以上である等の条件を具備するものに限られるため、現実には事業内職業訓練所を除いては、ほとんどの施設が指定の対象とはならない」として、「制度の趣旨が十分に活用されていない状況にある」としている。その上で、上記の中教審答申にも言及し、「技能教育施設の範囲を拡大し、連携教育のいっそうの推進をはかることはきわめて

必要な措置である」と述べている。そこで、技能教育施設の基準の改正について、「修業年限は一年以上とすること」、「年間の指導時間数は680時間以上とすること」、工業に関する科目以外にも、家庭、農業、商業、看護、水産等も連携可能にすること、等を提言した。

この調査研究にもとづき、技能連携に関する条文が改正され、准看護婦養成所や公共職業訓練所、さらに各種学校へと連携が拡大していった。

その結果、1967年までに指定された技能教育施設は57施設なのに対し、1968年には8月8日時点までだけで98施設も指定されるといったように、技能連携が拡大していった²⁶。

また、1967年の改正で、技能連携の対象の科目についての規定は、「高等学校の職業に関する教科」とのみ規定され、科目の制限はなくなった（それゆえ、准看護学校や各種学校との連携も可能となった）。また、技能連携で修得できる単位数の上限は従来の「当該高等学校が定めた全課程の修了を認めるに必要な単位数のおおむね三分の一以内」が、「二分の一以内」と緩和された。高校の卒業に必要な単位数を86～96単位とすると、43～48単位となり、工業科の科目すべて（学習指導要領の規定では最低35単位）を技能連携でまかなうことも可能となる。

2.5. 技能連携の手続き

技能連携の手続きとしては、個々の職業訓練所等から「技能教育施設指定申請書」、「連携科目指定申出書」を文部大臣に提出し、技能教育施設、連携科目の指定を受けることとなる²⁷。

高校と職業訓練所との教育課程上の連絡については、成城工業高校では、「学年当初に、各訓練所は指定科目について具体的な年間指導計画を作成し、1部を学校に提出する。この指導計画は高等学校の学習指導要領に基づき、各訓練所教育の特色を織り込んだもの」とされている²⁸。

八王子工業高校の事例では、訓練所との間に「連携計画書」を取り交わし、そこで「主な指導内容とその配当時間」を定めている（4.6. 参照）²⁹。

3. 技術高校の概要

3.1. 技術高校の概要³⁰

神奈川県は技術高校では、事業内職業訓練所ではなく、県立の公共職業訓練所との共同が行われた。例えば、横浜技術高校と横浜職業訓練所が同じ敷地に併設されて共同で教育に当たった。

事業内職業訓練は通常3年間なので、技能連携は3

年間にわたって行われるのが通常である。技術高校の場合は、1年間の公共職業訓練所との併修（相互併修と呼ばれていた）なので、1年次は技術高校での学習と職業訓練所との訓練を同時に行い、2年次以降は企業に就職し、企業での作業が現場実習として単位化される³¹。

技術高校は技能連携制度を用いていない。技術高校設立時の1963年には、2.3. で述べた通り、技能連携の対象となる施設は「修業年限が三年以上」であり、年限が1年の公共職業訓練所は含まれなかった。

訓練所の指導員には、神奈川県教育委員会から「工業実習」の臨時免許状が交付され³²、「教諭」や「助教諭」の辞令が出され、技術高校の教員としての身分を持つ³³。横浜技術高校では、1971年度、専任の教諭23人に対し、併任の教諭が15人、併任の助教諭が17名いる。これら併任の教諭は職業訓練所の指導員と考えられる（なお、併設の横浜職業訓練所の指導員は39名）³⁴。

したがって、職業訓練所での訓練に単位を認定するのではなく、職業訓練所の訓練は高校での学習でもあるという扱いになる。そのため、制度的には、どれが職業訓練所の訓練の分の単位なのかというのは明確に規定する必要はないということになる。2.5. で述べた通り、技能連携制度では、「連携科目指定申出書」を提出し、技能連携の科目について文部大臣の認可を受けるのとは対照的である。

例えば、川崎技術高校の学校案内には、「技高生の1年生は、また訓練生としての所定の職業訓練をうけるが、その授業のうちから一定の時間数を高校の単位として認定する」とのみ書いてあり、何の科目が職業訓練所の学習に当たるのは明確になっていない。また、「職訓のどの専門科目が高校の単位として認定されているのかをほとんど知らなかったし、そういう問題に関心を示す教員が少なかった」³⁵とされている。

3.2. 技術高校の学科

表4に各技術高校に設置された学科を示す。

表4 技術高校の学科

学校名	横浜	川崎	平塚	大船	相模原	秦野	追浜
機械工作科	○	○	○	○	○*	○	○
機械仕上科	○	○	○	○	○*		

1960年代の高等学校における技能連携および技術高校の制度とその教育課程（市山）

機械製図科		○		○			
金属加工科			○		○		
溶接科		○	○		○		○
自動車整備科					○		○
電気工作科		○					○
電子技術科	○			○			
建築製図科		○					
印刷科	○						

*1968年度より

技術高校の学科は職業訓練所の訓練課程（技術高校用の課程が設けられた）に対応しており、技術高校の学科と職業訓練所の学科は同一の名称となっている。学科は「機械工作科」のように、1960年の学習指導要領で規定されている「工業に関する主な学科」（機械科、自動車科、造船科、電気科、電子科、建築科、土木科等）に比べると細分化されているのがわかる。

しかし、細分化されているといっても、学科の独自性を教育課程上で打ち出すのは難しかったように思われる。例えば機械仕上科には、いずれの技術高校にも、機械仕上科独自の科目はなく、一般的な機械科の科目から原動機等の科目を除いたようなものになっている（表10参照）。

学習指導要領上は、「工業に関するその他の科目…は、学科の特質、学校や地域の事情などにより、この表に掲げた科目だけではその学校の教育課程を編成しがたい場合に用いるものとする。」との規定もあり、学校独自に科目を設定することもできるが、それは行っていない。

溶接科は、1970年に設置された兵庫県立姫路工業高校、武庫工業高校の例はあるが、当時としては非常に特色のある学科であった。

川崎技術高校の溶接科では、1966年度までの教育課程では、機械実習、機械製図、機械工作、機械材料、機械応用力学、工業計測、溶接、工業経営、機械・電気、溶接法規の科目が設置されている。このうち、溶接法規は学校独自に設定した科目である。ただし、溶接も溶接法規も、1967年の教育課程から廃止された。また、他の技術高校溶接科（追浜、相

模原、平塚）は、どの時期においても、溶接も溶接法規も設置されていない。

学科の細分化に応じた科目の設置がなされず、学科の独自性を発揮できるような教育課程の編成が困難だったことがうかがえる。この点が、4.6.で述べるように、専門に特化した職業訓練所の訓練との内容の対応に困難を生じることもある。

4. 技能連携の事例

4.1. 技能連携の概要

技能連携の事例に入る前に、技能連携の概要を示す。1972年時点では、技能連携の件数は表5の通りであった³⁶。

表5 技能連携を行っていた施設の件数

	施設数
事業内職業訓練所	82
公共職業訓練所	26
各種学校（事業内） ³⁷	74
各種学校（事業内以外）	75
准看護婦養成所	118
その他*	15
合計	390

*国鉄の鉄道学園、経営伝習農場、公立の研究所・試験場

また、技能連携を行っている高校は、72校であった³⁸。施設数に比べて高校の数は少ないが、広域通信制高校のように、複数の施設と連携している高校があるためである。

4.2. 技能連携等の事例の概要

事業内職業訓練所との技能連携とともに、公共職業訓練所との併修の事例（技能連携制度によるものではない）として、神奈川県の技術高校を取り上げる。以下、技能連携の制度によらない技術高校の事例を含めるときは「技能連携等」と称することとする。表6にそれらの事例を示す。

表6 技能連携等の事例の概要

学校名	連携訓練所	連携開始年度	週あたり通学日数	制度
大阪府立成城工業高等学校 ³⁹	事業内職業訓練所8か所（大企業・中小企業）、共同職業訓練所 ⁴⁰ 2か所	63年	夜間、1年生3日、2・3年生4日、4年生6日	技能連携

東京都立八王子工業高校 ⁴¹	日野自動車工業高等学校	64 年	1 年次 4 日半、2・3・4 年次 4 日	技能連携
神奈川県立商工高等学校 ⁴²	岡村製作所岡村技能訓練所	64 年	週 2 日、通信制も併修	技能連携に加え、通信制の併修 ⁴³ 。
科学技術高等学校 ⁴⁴	全国の様々な事業内職業訓練所等（神奈川県内の事業所については表 8）	64 年	面接授業（テレビによる代替もあり）	技能連携 広域通信制高校 テレビ放送による授業
技術高等学校	県立の公共職業訓練所（1 年間）	63 年	1 年次は午後（午前は訓練所）、2 年次は 1 日昼間、2 日夜間	技能連携によらず、職業訓練所の指導員を教諭等に任命 2 年次以降現場実習

4.3. 科学技術学園高校の概要

科学技術学園高校は、テレビ放送を用いた広域通信制ということもあり、その概要をまず示す。

1960 年には、学校教育法の改正により、高校に、「通信制の課程のみを置くことができる」、「当該高等学校の所在する都道府県の区域内に住所を有する者のほか、全国的に他の都道府県の区域内に住所を有するものをあわせて生徒とする」ことができるようになった。

このような通信制高校を広域通信制高校といい、日本放送協会学園高校（NHK 学園）や向陽台高校があるが、これらの高校は普通科である。ここでは工業科が置かれていた科学技術学園高校を取り上げる。当初はテレビ放送を使用して授業を行っていた。設立の 1964 年から「通信制工高講座」（1966 年度より工業高校講座）の放送が開始され、日本科学技術振興財団が設立した東京 12 チャンネルが行った。1973 年には東京 12 チャンネルが株式会社かつ一般放送局になったため、放送は終了した⁴⁵。

工業科目については、表 10 の通りだが、以下に示すように、同じ科目でも、放送授業（表 7）を通じて高校の学習で単位を取得する場合と、技能連携で単位を修得することもあった（表 8）。

学習指導要領では、通信制の面接指導⁴⁶は 1 単位につき、国語、社会、数学、外国語は 1 単位時間（50 分）、理科 4 単位時間、体育 10 単位時間、保健 1 単位時間、芸術 4 単位時間、工業「それぞれの科目の必要に応じて 4～10 単位時間」等と定められている。そして、「学校がその指導計画に、教科・科目または特別教育活動について計画的かつ継続的に行われるラジオ放送またはテレビ放送を取り入れた場合で、生徒がその放送を視聴し、その成果が満足できると

認められるときは、その生徒について、その教科・科目の面接指導の時間数または特別教育活動の時間数について、……テレビ放送については 5/10 以内の時間数を免除することができる。」との規定がある。⁴⁷

最も放送科目数が多かったの 1966 年で、そのときは月～土曜日午前 10 時から 11 時 30 分の間⁴⁸、1 科目 22 分の放送を 4 科目放送し、同じ番組を 17 時から再放送していた。表 7 に放送科目を示す。

表 7 科学技術学園高校の放送科目⁴⁹

	普通教科ほか	工業科
週 2 回	数学 I	製図
毎週 1 回 + 月 2 回		電気理論 原動機
週 1 回	現代国語（1 年生）、 現代国語（2 年生）、 応用数学、物理 A、 英語 A	電子工学、応用力学、 機械工作、機械材料
月 2・3 回 ⁵⁰	地理 A 応用数学演習	発送配電、電気応用、 電気計測、工業計測
月 1 回	数 I 演習、体育、 保健、特活	

さらに、日曜日には再々放送が、電子工学、電気機器、発送配電、電気理論、原動機、工業計測のみ行われた。

科学技術学園は全国の様々な事業所と技能連携を行っていた。1970 年の時点では、連携事業所は 49 か所で、そのうち職業訓練所は 44 か所であった⁵¹。その中で神奈川県の実業所の例 14 件を表 8 に示す。

1960年代の高等学校における技能連携および技術高校の制度とその教育課程（市山）

表8 科学技術学園高校と神奈川県下の事業所の職業訓練所との技能連携⁵²

連携科目	企業名		日立製作所		東京芝浦電気				芝浦製作所	いすゞ自動車	トキコ	浦賀重工業	電源開発	荏原製作所	連携事業所数
	事業所名（連携期間） ⁵³		戸塚工場技能者養成所（64～77）	川崎工場技能者養成所（64～74）	横浜工場技能者養成所（64～72）	堀川町技能者訓練所（64～76）	鶴見工場技能者訓練所（64～74）	浜川崎工場技能者訓練所（65～74）	トランジスタ工場技能者訓練所（64～68）	大船工場技能者訓練所（65～72）	藤沢工場職業訓練所（65～※）	川崎工場職業訓練所（65～83）	トキコ産業学校（65～68）	浦賀工場技能者養成所（68～75）	
機械材料*	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	13
機械工作*	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
機械製図*	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	11
機械実習	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10
電気一般	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	9
原動機*	○			○	○					○	○			○	6
実技						○		○			○	○	○		5
電気製図*				○		○		○					○	○	4
電気法規				○		○		○					○		4
機械一般				○		○		○						○	4
機械応用力学*	○												○	○	3
電気実習				○		○		○							3
電気機器				○		○							○		3
電気応用				○		○							○		3
工業計測*													○	○	2
工業経営	○													○	2
発送配電							○						○		2
製図*												○			1
連携科目数		8	5	11	5	13	5	8	5	6	6	4	6	6	9

（掲載職業訓練所は1968年8月8日時点）

※元資料発行時の 1984 年時点で連携が継続している。

*印の科目は、1966 年度には放送授業が行われていた科目（製図に関する科目の放送は「設計製図」として行われていた。これ以外に、電気理論、電子工学の放送があった。）

4. 4. 技能連携等が行われていた高校の教育課程

技能連携等の実態を示す前に、技能連携等を行っていた高校の教育課程を表 9 に示す。機械系の学科について比較を行う。表中の向の丘工業高校、小田原城北工業高校は技能連携は行っていないが、比較のために掲げた。また、参考のために、2.2. で取り上げた、技能連携制度成立の前の産業高校の例も入れた。

学校によって、差が見られるが、技能連携を行っていない定時制と比べると以下の傾向がある。

卒業に必要な全体の単位数は全般的に少なく、最低単位のところもある。これは、技能連携のためというより、もともと働きながら学ぶ生徒の負担の軽減を企図し、登校日数および学習時間も少ないためであろう。

普通教科については、工業科であれば連携の有無に関わらず、国語、社会、保健体育等は最低限の単位となっている。工業に関係の深い数学、また、英語については、差が大きい。数学は一般的な工業高校で見られる 12 単位までは確保できないにしても、

表 9 技能連携等を行っている高校の教育課程

学校名	神戸市立産業高等学校 ⁵⁴	校 神奈川 立商工高等学	校 神奈川 ⁵⁵ 立商工高等学	東 京 都 立 八 王 子 工 業 高 等 学 校	大 阪 府 立 成 城 工 業 高 等 学 校	日 本 科 学 技 術 学 園 高 等 学 校	神 奈 川 県 立 追 浜 技 術 高 等 学 校	神 奈 川 県 立 川 崎 技 術 高 等 学 校	神 奈 川 県 立 向 の 岡 工 業 高 等 学 校 (定 時 制) ⁵⁶	神 奈 川 県 立 小 田 原 城 北 工 業 (全 日 制) ⁵⁷	学 習 指 導 要 領 上 の 最 低 単 位 (職 業 学 科) *	学 習 指 導 要 領 上 の 最 低 単 位 (普 通 科) *
学 科	機 械 科	機 械 科	機 械 科	機 械 科	機 械 専 攻	機 械 科	機 械 工 作 科	機 械 工 作 科	機 械 科	機 械 科		
年 度	62	65	68	64	64	64 ~ 72	72	67	67 頃?	68		
工業	38	40	36	40	46	47	42	42	49	48	35	—
国語	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	12(9)
社会	10	9	9	9	9	9	9	9	8	9	9	13
数学	12	10	10	10	8	10	7	7	12	12	9(7) ⁵⁸	9(7)
理科	6	6	6	7	6	8	6	6	6	8	5 ⁵⁹	12(11)
保健体育	9	9	9	9	9	6	9	9	9	9	9	9
芸術	*	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2(1)	2
英語	8	8	8	7	4	3	3	3	8	9	3	9
工業以外 小計	54	52	52	52	46	45	44	44	53	57	45(42)	66
合計	92	92	88	92	92	92	86	85	92	105	85	60

*60~72 年 男子向けの教育課程 *記載がなかった。

各学校とも特別教育活動が各学年 1 単位があるが、省略した。 ()は「特別の事情がある場合」の最低単位数

1960年代の高等学校における技能連携および技術高校の制度とその教育課程（市山）

最低単位数より多めに設定している高校もあるが、技術高校は「特別の事情」がある場合の最低単位数となっている。英語はもともと職業学科の場合、学習指導要領の規定の最低単位数が極めて少なく、そ

のために時間数の差が大きくなっている。

また、工業の単位数も学校によって差が大きい。表10に工業科の科目を示す。

表10 技能連携等が行われていた高校の工業の科目（正式な学校名・学科・年度は表9の通り）

	産業 高校	商工 高校 (65)	商工 高校 (68)	成城 工業	八王 子工 業	科学 技術 学園	追浜 技術	川崎 技術	向の 丘工 業	小田 原城 北	標準 単位 数
機械実習	10	10	10	25	12	10	26	25	10	13	10~25
機械製図	4	7	6	7	8	10	6	5	7	9	6~16
機械工作	4	4	4	2+(2~4)	3	8	3	5	4	6	2~20
機械材料	2	2	2	(2~4)	2	3		2	2	2	2~8
機械設計	7	4	3	4	4		2		5	5	2~12
機械応用力学	2	4	4		4	5	2	2	3	4	2~8
原動機	5	3	3	(2~4)	3	4			3	4	2~10
工業計測		2	2	4		2	2	2	2	2	2~8
電気一般	2	2	2	(1~4)	2	2		2	2	2	2~6
機械一般				(2~4)							2~8
機械電気							2				2~6
工業経営	2	2			2	2		1	2	2	2~8
実習以外小計	28	30	24	21	30	37	15	19	29	35	—
合計	38	40	36	46	40	47	41	44	39	48	—

成城工業の（ ）は、選択科目の単位数を示す。

技術高校は、実習の単位数が多く、他の科目の単位数は標準単位数の下限が多い。成城工業高校も実習の単位数が多いが、他の選択科目が多く（連携訓練所が多岐にわたるため）、履修科目数は他に比べると少なくなっている。他の高校では、実習は標準単位

数の下限のところもある。訓練所の実習をどこまで高校の単位として認めるかについては、各学校で大きな差が見られる。

実習以外の科目については、特に傾向を見出すことは難しい。

4.5. 技能連携等の実際

表11 技能連携等で修得する単位数（正式な学校名・学科・年度は表9の通り）

（科学技術学園については資料が得られなかった。）

「職」は職業訓練所の訓練で取得する単位数。「学」は高校の学習で取得する単位数。

学校	産業 高校	商工 高校 (65)	商工 高校 (68)	八王 子工 業	成城 工業	追浜 技術	川崎 技術	
機械実習	職	10*	10	10	12	18	14	15
	学	0	0	0	0	7	12	6
	計	10	10	10	0	25	26	27*

機械製図	職	0	7	6	8	4	2	2
	学	4	0	0	0	3	3	4
	計	4	7	6	0	7	5	6
機械工作	職	4	4	4	3	2+(2~4)	2	3
	学	2	0	0	0	0	0	1
	計	6	4	4	3	2+(2~4)	2	4
機械材料	職	2	2	2	2	(2~4)	1	/
	学	0	0	0	0	0	1	
	計	2	2	2	2	(2~4)	2	
機械設計	職	2	0	3	0	0	0	0
	学	4	4	0	4	4	2	2
	計	6	4	3	4	4	2	4
機械応用力学	職	2	0	4	0	/	/	/
	学	0	4	0	4			
	計	2	4	4	4			
原動機	職	1	3	3	3	(2~4)	/	/
	学	4	0	0	0	0		
	計	5	3	3	3	(2~4)		
工業計測	職	/	0	2	/	0	0	0
	学		2	0		4	2	2
	計		2	2		4	2	2
機械・電気	職	/	/	/	/	/	/	2
	学							0
	計							2
工業経営	職	1	0	/	0	/	/	/
	学	1	2		2			
	計	2	2		2			
機械一般	職	/	/	/	/	(2~4)	/	/
	学					0		
	計					(2~4)		
電気一般	職	0	2	2	2	(1~4)	2	/
	学	2	0	0	0	0	0	
	計	2	2	2	2	(1~4)	2	
工業全体	職	22	30	36	30	28	21	22
	学	17	12	0	10	18	20	15
	計	39	40	36	40	46	41	43*
技能連携で修得できる単位の上限*	職	—	30	44	30	30	—	—

*うち、職業訓練所は1~3年の7単位、4年次は職場での実習3単位。

** 現場実習6単位を含む。

** 1967年以前は卒業に必要な単位数の1/3、1968年以後は卒業に必要な単位数の1/2(2.3、2.4参照)。

かなりの高校で、上限(卒業に必要な単位数の1/3—およそ30単位)か、それに近い単位数を技能連携で取得するようにしている。

技能連携の単位数が1968年度より卒業に必要な単位数の1/2まで拡大してからは、商工高校のように、工業の科目のすべてを技能連携で修得できるよ

1960年代の高等学校における技能連携および技術高校の制度とその教育課程（市山）

うにもなった。

技術高校では訓練所の学習で修得できる単位数は20単位強と技能連携の高校と比べると少ないが、これは訓練所の期間が1年間のみであることを考えると少なくはない。

機械工作、機械材料、原動機のように、職業訓練所に委ねられているのが多い科目と、機械設計、工業計測のように学校での学習によるのが多い科目があり、訓練所の訓練内容を反映していると思われる。

また、ほとんどの科目は、すべての学習を訓練所で行うか、学校で行うかのいずれかとなっており、訓練所と学校の学習を組み合わせる単位を修得する科目は少ない。その場合も、同一学年で同一科目を高校と訓練所の両方で学習することはなく、両方で学習する場合は、それぞれ別の学年となる。例えば、追浜技術高校の機械製図は、訓練所で1年次2単位、高校で2年次1単位、4年次2単位、計5単位を修得している。

4.6. 職業訓練所の訓練内容と高校の科目との対応

以下、訓練所の科目名を〈 〉で、高校の科目名を「 」で表すことにする。

職業訓練所と高校の科目の対応については、未詳の点が多い。八王子工業高校の例を挙げると、「定時制課程産学協同に伴う連携計画書」では、高校の「機械工作」に対応する職業訓練所の〈機械工作法〉の内容は、「機械の製作、鋳造、溶接、塑性加工、切削加工」計96時間で2単位、「精密測定、生産の計画」48時間で1単位、計3単位となっている。

学習指導要領で「機械工作」の内容として規定している以下の1～10の内容をおおむね満たしていると言えるだろう。

- (1) 鋳造、(2) 溶接、(3) 塑性加工、(4) 熱処理、(5) 切削加工、(6) 特殊加工法・ショットピーニング・電解研磨・放電加工等、(7) 測定・試験・検査、(8) 工作および生産の自動化、(9) 生産方式、(10) その他

技術高校についても、前述の通り対応は不明確だが、当時の文献にいくつかその事例が見られる。それらを表12、表13に示す。

表12 技術高校の科目と訓練所の訓練内容の対応 (1) (追浜技術高校—追浜職業訓練所、おそらく1972年度)⁶⁰

学科	技術高校の科目 (単位数)	職業訓練所の訓練内容 (時間)
溶接科	機械工作(5)	電気溶接法(110)
		ガス溶接法(65)

機械工作科	機械材料(1)	材料(35)
	機械応用力学(1)	機械工作法(35)
	製図(2)	機械製図(70)
	機械工作(2)	機械工作法(110)
	機械材料(1)	材料(40)
機械電気(2)		電気工学大意(20)
		機械工学大意(60)

実習については元資料に記載がないが、1年次の実習20単位のうち14単位が訓練所の訓練によるとされている⁶¹。

追浜技術高等学校溶接科では、職業訓練所の〈電気溶接法〉と〈ガス溶接法〉で、高校の「機械工作」5単位としている。時間数としては整合性があるが、内容としては、学習指導要領に示された10の内容のうち、溶接1つのみしか満たしていない。これは、溶接科であるにも関わらず、「溶接」の科目がないため、訓練所の訓練との対応を取るのが難しくなっているとと言える。また、一方で、訓練所の〈機械工作法〉が「機械工作」でなく「機械応用力学」に対応するなどの無理も生じている。なお、同校の機械工作科の科目「機械工作」は訓練所の「機械工作法」が対応しており無理な点はない。

表13 技術高校の科目と訓練所の訓練内容との対応 (2) (おそらく川崎技術高校⁶²—中原職業訓練所、1967年度、機械工作科)

技術高校の科目 (単位数)	職業訓練所の訓練内容 (時間)
機械実習(15)	基本実習・応用実習 (600+374)/2)
機械製図(2)	機械製図(70)
機械工作(3)	機械工作法(105)
機械電気(2)	材料(35)・材料力学 (15)・電気工学大意 (15)・機械工作大意(60)

〈材料〉に最も合致する科目「機械設計」は、1967年度の教育課程から廃止されており、対応する科目を見出しがたい状況にあった。また、〈電気工学大意〉と〈機械工作大意〉を合わせれば、時間数としては十分2単位を満たす。これは、「機械設計」がないため、訓練所の訓練との整合性をつけるために、〈材料〉を、「機械電気」に対応させていると考えられる。

このように、わずかな事例ではあるが、訓練科目と高校の科目の間に不整合が生じていたことが確認できる。

5. 結論と課題

1962年に技能連携の制度ができたときは、対象となる科目も一部で、対象となる単位数も限られたものであった。1967年に、科目と単位数の制限が緩和された。実際の技能連携の運用では、ほぼ上限まで技能連携による単位修得が行われ、制限が緩和されてからは、工業の科目のすべてを技能連携で修得するような高校も見られた。また、技能連携で単位を修得するか、学校での学習によって単位を修得するかについては、科目によって傾向がある。

今回の論考では、技能連携の実例のごく一部しか取り上げることができなかった。様々な高校が様々な職業訓練所と連携しており、今回の調査だけでは十分にその傾向をつかむことができなかった。また、職業訓練所の訓練のどの部分がどの程度まで技能連携の対象となったのかについては、十分に解明できていない。そのためには、技能連携を行っている各職業訓練所の訓練内容の事例の収集が必要となる。

6. むすびに代えて

技能連携は1960年代には盛んに議論され実施されていったが、高卒者の増えていった1970年代になると注目を浴びることも少なくなっていた。

1960年代を通じ、高校進学率が上昇していった。1960年は進学率57.7%であったのが、1970年には82.1%となった。それに伴い、企業の側も高卒採用に重点を移すようになっていた。

企業内の職業訓練もそれに伴い中卒者から高卒者へとその主となる対象を移し、技能連携の位置も変容せざるを得なくなった。技能連携は職業訓練所から各種学校へとその場が移っていった⁶³。

学校教育と職業訓練は、内容として重複する部分も多いが、それぞれ異なる目的や目標をもち、両者の連携協力は難しい。技能連携や技術高校の意図としては、教育・訓練内容の重複を避けることがまず第一にあり、教育内容面での連携が十分であったとは言い難い面もあるだろう。近年、学校と、企業を含めた地域の様々な組織との連携が模索されている。学校とは目的を異にする組織とどのように連携を行い、形式的な連携とならずに、教育の成果を挙げていくのが課題となる。技能連携の事例がそのための示唆となるのではないかと考える。

年)。

² 企業にとっては、定時制高校に通学している、また通学を希望する従業員への対応がその時代の課題であった。科学技術学園高校と連携していた日立製作所戸塚工場は、この連携について「技・養（技能養成所か—引用者）生のうち定時制通信高校へ進学希望の数が漸増したことで、求職者数の拡大と質的向上を図るためのものであった」（日立製作所戸塚工場『戸塚工場史』（1970年））。

³ 東京都立六郷高校工科高等学校ウェブサイト

「H25年度教育課程」（<http://www.rokugokoka-h.metro.tokyo.jp/pdf/file130.pdf>）、「デュアルシステム科について」（http://www.rokugokoka-h.metro.tokyo.jp/zen/gakusyuu_dual.html）（2017年9月閲覧）。

⁴ 企業内に設けられた職業訓練所（事業内職業訓練）は、おおむね3年間である。

⁵ 「技能者養成工の夜間通学一定時制高校生の疲労（フリッカー測定）」（有村金治『労働研究』第115号（1957年））のような研究もあった。

⁶ 元木健「産学連携方式の成立条件に関する実験的研究（第1次報告）」（『国立教育研究所紀要』第55号（1967年））

⁷ 『高等学校学習指導要領』（1960年告示）の「職業教育を主とする学科においては、現場実習をもって実習にかえることができること。……その時間数は実習の総時間数の7/10以内とすること」という規定による。

現場実習では職場（農業科の場合、家庭現場実習もある）での実習が対象となる。

⁸ 1964年に通信科設置、1967年向陽台高校に改称。広域通信制となる。

⁹ 技能連携制度については、村上有慶『技能連携制度の研究』職業訓練大学校調査研究部（1973年）、椎名慎太郎「産学連携教育の理念と現実」『レファレンス』第23巻第10号（1973年）などの先行研究がある。

¹⁰ また、その逆で、1956年には、「技能養成工にして定時制高等学校生徒たる者にかかる技能者養成の教育内容の取扱について」で、定時制高校で社会、数学、理科、英語を履修した場合、技能者養成の教習科目一部の省略を認める取扱いが始まった。

¹¹ 表1の類型でいえば、「連携方式（1）と（2）」となる。

¹² 当時から、さまざまな研究がおこなわれていた。倉内史郎、宮地誠哉、中村重康『企業内教育の諸問題』（野間教育研究所紀要第24集（1965年））、細谷俊夫ほか「連携教育に関する調査研究」『東京大学教

¹ 日座寛之・寺田盛紀「日本版デュアルシステムの導入と課題」『生涯教育・キャリア教育研究』第6号（2010

育学部紀要』9号(1967年)。

¹³ 准看護学校との技能連携などもあるが、ここでは取り扱わない。小田原城内高校定時制普通科と国立箱根療養所附属看護学院の技能連携では、家庭一般、家庭看護、小児保健の科目について、看護学院の学習が高校の単位として認められている(三浦正俊「准看護養成施設との連携について」全国高等学校主事協会神奈川県高等学校主事協会『神奈川県における定時制通信制教育』(1969年)。

また、日本放送協会学園高校や向陽台高校では、女子工員向けの企業内学校(各種学校)の学習(企業内の技能訓練ではなく、女子向けの教養教育)が家庭科の科目の単位として認定されていた例もかなりある。例えば、鐘淵紡績東京工場鐘淵文化学院では、日本放送協会学園高校の被服Iが連携科目として設定されていた(科学技術学園『創立二十年』(1985年)。

¹⁴ 寺崎昌男ほか編『戦後教育改革構想』1期7(日本現代教育基本文献叢書)、日本図書センター(2000年)。

¹⁵ 原正敏「産学共同の現実と問題点」『教育評論』第140号(1963年)。

¹⁶ 横浜市立鶴見工業高等学校『創立30周年記念誌』(1966年)。

¹⁷ これは、表1で触れた集団入学とは異なる。集団入学は、通信制の面接授業を教員が企業に出向いて行うが、これは通常の授業を行っている。

¹⁸ 「事業内職業訓練と高等学校の連携について」『職業訓練』第6巻第7号(1964年)。

¹⁹ 「第39回国会文教委員会第2号 議事録」『国会会議録検索システム』(<http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/syugiin/039/0462/main.html>)。

²⁰ 1988年、「文部大臣」を「当該施設の所在地の都道府県の教育委員会」に改正。

²¹ 事業内職業訓練所については、職業訓練法(1958年制定)で、教科、訓練期間、設備その他の基準が労働省令で定められ、都道府県知事はその基準に適合するものであることの認定を行うことができるという規定がある。

²² 前掲 村上『技能連携制度の研究』。

²³ 「学校教育法等の一部改正について」『文部時報』第1012号(1961年)。

²⁴ 前掲 寺崎ほか『戦後教育改革構想』1期7。

²⁵ 「三で述べた」とは、「十五歳から十八歳までの青少年であって、現にいずれの教育訓練期間(文部省所管以外の職業訓練施設等を含む)にも在籍していないすべての者に対して、後期中等教育の機会を保

障するために、別種の恒常的な教育機関を設置する」との記述を指している。

²⁶ 前掲 村上『技能連携制度の研究』の「指定技能教育施設一覧」より。

²⁷ 前掲 村上『技能連携制度の研究』。

²⁸ 前掲 「事業内職業訓練と高等学校の連携について」。

²⁹ 倉内史郎、宮地誠哉、中村重康「企業内教育の諸問題」『野間教育研究所紀要』第24集、(1965年)。

³⁰ 本論文では、技術高校の設立の経緯や、学校運営上の問題点などには触れないため、先行研究を参照していただきたい。技術高校の先行研究は、柏木操男「神奈川県立の技術高等学校の設立と廃止(I)(II) - 高度経済成長時代における産業教育の一例 -」『神奈川県戦後教育史研究』第2号、第3号(1998年、1999年)、「60年代高校多様化の破綻 - 神奈川県立技術高校の場合」『國學院大學 教育学研究室紀要』第43号(2008年)があり、当時書かれたものとして、大貫啓次ほか『これが高校か - 差別・選別される高校生 -』(1973年、技術高校の教師が執筆)がある。

いずれも精緻な研究で、技術高校の制度や問題などについても詳細に記述されているため、本論文ではそれらには触れず、教育課程に的を絞って論じる。

また、各校各年度の教育課程については、神奈川県教育委員会『神奈川県立の技術高等学校』(1976年)を参照した。

³¹ 各技術高校・学科によって異なるが、2~4年次の実習は、1963~66年には、校内実習はおおむね9~12単位で、企業での実習が10~15単位。67~70年は、おおむね校内実習・企業での実習とも6単位ずつ、1971年には、企業での実習を単位とすることは廃止され、その分1年次の職業訓練所での実習が増加した(前掲 神奈川県教育委員会『神奈川県立の技術高等学校』)。

³² 前掲 大貫『これが高校か』。

教育職員免許法では、「臨時免許状は、普通免許状を有するものを採用することができない場合に限り…教育職員検定に合格したものに授与する」と規定されている。また、1954年の同法附則では、工業実習などの実習を「担任する助教諭の臨時免許状は、九年以上これらの実習に関する学科に関する実地の経験を有し、技術優秀と認められる者に対しては、当分の間、教育職員免許法第五条第六項の規定にかかわらず(教育職員検定を受けることなく一引用者)、…授与することができる」との規定もある。

訓練所では、実習以外の工業科目も担当していたが、「工業実習」の免許で実習以外の工業の科目を担当する場合は、免許外教科担任制度を用いていたの

ではないかと思われる（当該学校の校長及び教諭が都道府県教育委員会に申請）。

³³ 前掲柏木「神奈川県立の技術高等学校の設立と廃止(I)」

³⁴ 昭和46年度 横浜職業訓練校 横浜技術高等学校のしおり』

³⁵ 「技術高校の実態と連携教育の拡大」日本教職員組合『中等教育の視点』第10号(1968年)。

³⁶ 前掲 村上論文。

³⁷ 注13参照。

³⁸ 前掲 村上論文。

³⁹ 前掲「事業内職業訓練と高等学校の連携について」(表9、表10、表11についても、同じ出典であるため、出典は省略する。以下の事例についても同様)。

⁴⁰ 共同職業訓練所とは、複数の企業が共同で、あるいは業界団体が設立した職業訓練所。

⁴¹ 前掲 倉内ほか『企業内教育の諸問題』。

⁴² 神奈川県立商工高等学校定時制『連携・併修教育概要』(1968年)。

⁴³ 平沼高等学校通信制の併習が行われた(表1の「三角連携」)。さらに、1965年通信制協力校となり、商工高校の教諭が平沼高校通信制の兼任講師(非常勤講師)となり、連携生のみを対象とした科目を担当した(商工高校『創立六十周年記念誌』)。

⁴⁴ 科学技術学園『創立二十年』(1985年)。

⁴⁵ 同上。

⁴⁶ 広域通信制の通信制高校には、「協力校」がおかれた。各地区を協力校を中心として分け、その協力校にスクーリングに通う事業所をまとめ、それぞれに本校の教員を担当者に当てることになっていた。

⁴⁷ 高等学校学習指導要領(1960年)。

⁴⁸ 勤務時間(訓練時間)中だが、職業訓練の一環として、放送の視聴が行われることを企図していたと考えられる。

⁴⁹ 前掲 科学技術学園『創立二十年』より作成。

⁵⁰ 第1, 3, 5月曜日放送のように放送日が決められていた。

⁵¹ 前掲 村上論文。

⁵² 望月哲太郎編『高等学校技能連携制度の解説—指定申請・連携措置の手引き』(第一法規、1968年)(連携科目)、科学技術学園編『創立二十年』(連携期間と協力校)より作成。表10の教育課程と対応していない科目名もあるが、原資料のままとした

⁵³ 連携期間は「技能連携事業所・集団入学事業所の変遷」から取ったもので、集団入学も含まれているので、厳密には技能連携の期間ではないかもしれないが、参考として掲載しておく。連携修了期間のない

ものは、1984年時点で連携が継続しているもの。

⁵⁴ 「Ⅲ産学提携と技術教育」『教育学全集』14「教育と社会」、小学館(1983年)。一部の内容は 斉藤健次郎「阪神内燃機工業株式会社における連携教育について」と題する資料による。

⁵⁵ 商工高校は、連携教育・通信制との併修の課程だけでなく、通常の定時制もあるが、少なくとも68年度については同一の教育課程である。

⁵⁶ 川崎市教育研究所『続川崎教育史』(1977年)。

⁵⁷ 神奈川県立小田原城北高等学校『昭和43年度 学校要覧』(1968年)。

⁵⁸ 数学は、数学Ⅰ(5単位)に加え、数学ⅡA(4単位)、数学ⅡB(5単位)、応用数学(6単位)の中からいずれか1科目を履修する必要がある。「特別の事情がある場合には、「数学ⅡA」については2単位まで、「応用数学」については3単位まで減ずることができる。」との規定がある。

⁵⁹ 理科は2科目を選択する必要がある。2科目のうち地学(2単位)を選択する場合5単位となるが、物理Aと化学Bを選択すると各3単位ずつで、合わせて6単位となる。

⁶⁰ 前掲、大貫ほか『これが高校か—差別・選別される高校生—』。

⁶¹ 同上。

⁶² 佐々木享「技術高校—公共職訓と高校の連携」『技術教育研究会会報』第53号(1968年)。同論文には、どの高校かについては記載がないが、学科および科目・単位数からして、川崎技術高校と判断できる。

⁶³ 大村恵「技能連携制度の研究(その1)—愛知県の実態を中心に—」『愛知教育大学研究報告』第41号教育科学編(1992年)では、70年代から80年代にかけて、連携の対象が事業内職業訓練所から各種学校に変化していったことを指摘している。